

漁業法第32条第2項の規定に基づくくろまぐろの採捕の抑制について
(青森県くろまぐろ(小型魚)漁業及び青森県くろまぐろ(大型魚)漁業)

青森県知事管理区分「青森県くろまぐろ(小型魚)漁業」及び「青森県くろまぐろ(大型魚)漁業」において、下記のとおり、くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合が90パーセントを超え、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、漁業法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、同法第32条第2項の規定に基づき、くろまぐろ(大型魚)を採捕する者に対し、くろまぐろの採捕を抑制するよう指導します。

令和6年2月14日
青森県知事 宮下宗一郎

記

1 採捕の抑制の指導を行う管理区分

青森県知事管理区分「青森県くろまぐろ(小型魚)漁業」
青森県知事管理区分「青森県くろまぐろ(大型魚)漁業」

2 くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合

○小型魚

92.6パーセント(A/B)

(漁獲量 334.40トン(A))
(漁獲可能量 361.2トン(B))

○大型魚

91.7パーセント(C/D)

(漁獲量 518.58トン(C))
(漁獲可能量 565.3トン(D))